

幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ

島本町教育委員会

島本町では、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的に補助金を支給しています。下表の補助対象に該当すると考えられる方は、平成23年7月8日(金)までに在籍しておられる幼稚園へ下記書類を提出してください。

◎ 申し込みの資格、減免又は支給金額

島本町民で、私立幼稚園に幼児を通園させておられる保護者の方で、次の1及び2の①～④のいずれかに該当する世帯の方は、各幼稚園を通じ補助金の支給(減免)を受けることができます。

1. 1人就園または複数園児が同時に就園している場合

補助対象世帯 ※提出書類である課税証明書・通知書により確認します	補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額		
		1 人就園の場合 または同一世帯 から2人以上就 園している場合 の最年長者 (第1子)	同一世帯から2 人以上就園して いる場合の次年 長者 (第2子)	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児 (第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	支給額(年額) 223,200円	支給額(年額) 264,000円	支給額(年額) 303,000円
② 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		193,200円	249,000円	303,000円
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
③ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が <u>34,500円以下</u> の世帯		109,200円	207,000円	303,000円
④ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が <u>183,000円以下</u> の世帯		46,800円	175,000円	303,000円

↓裏面もあります。

2. 小学校1～3年生の兄・姉を有する事実上の第2・3子が就園している場合

補助対象世帯 ※提出書類である課税証明書・通知書により確認します		補助対象 経 費	国 庫 補 助 限 度 額	
			小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の左以外の園児 (第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	支給額(年額) 244,000円	支給額(年額) 303,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		222,000円	303,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 34,500円以下 の世帯		159,000円	303,000円
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 183,000円以下 の世帯		111,000円	303,000円

※特別支援学校の小学部在籍で、小学校1年生～3年生の就学年齢と同一年齢である兄・姉を有する場合は上記「小学校1～3年生の兄・姉を有する場合」に該当します。

※保育所及び認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び情緒障害児短期治療施設通所部に通う兄・姉を有する場合もしくは児童デイサービスを利用する就学前児童の兄・姉を有する場合についても上記「小学校1～3年生の兄・姉」を有する場合と同様とみなします。なお、障害児通園施設に通う兄・姉を有する場合で申請される場合は、受給者証の写しの添付もお願いいたします。

◎ 提出書類

1. 「幼稚園就園奨励費補助金（減免措置）に関する調書」
2. 「平成23年度給与所得等に係る町民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」(サラリーマンの方が勤務先から渡されます)

又は、「平成23年度町・府民税納税通知書」(サラリーマン以外の方が町から郵送されます)

※ 上記通知書(写し可)は調書の裏面に添付してください。

※ 同一世帯の2人以上の方に所得がある場合、それぞれの所得割額の合計が基準となりますので、各自の通知書の添付が必要です。

※ 生活保護世帯の方は、福祉事務所長の証明書で上記の通知書(証明書)にかえることができます。

※ 上記通知書がない方で、平成23年1月1日現在島本町にお住まいでなかった方については、その時点でお住まいであった市町村で発行される住民税課税証明書(平成23年度のもの)を添付してください。

◎ 問合せ先 島本町教育委員会事務局 学校教育課 TEL:075-962-0390

FAX:075-962-0611

平成23年度幼稚園就園奨励費補助金の 該当世帯に関する注意事項について（重要）

「幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ」の補助対象に該当すると考えられる世帯について、下記の場合も市町村民税の所得割額課税額等が、お知らせにある基準（183,000円以下）内の世帯は、補助対象となりますのでご注意ください。

- ・子どもが一人の世帯において、その子どもが幼稚園に在園している場合（1人就園の場合）。

…当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯の場合は補助対象に該当します（支給額についてはお知らせの「1. 複数園児が同時に就園している場合」の国庫補助限度額の第1子の欄に記載している金額となります）。

- ・幼稚園に在園している園児で、同一世帯に小学校4年生以上の兄・姉がいる場合。

…当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯の場合は補助対象に該当します（支給額については幼稚園在園児を第1子とみなすこととなりますので「1. 複数園児が同時に就園している場合」の国庫補助限度額の第1子の欄に記載している金額となります）。

※例えば、小学校5年生の兄、小学校1年生の姉、幼稚園5歳児の3人が同一世帯にいる場合については支給額は「2. 小学校1～3年生の兄・姉を有する事実上の第2子・3子が就園している場合」の国庫限度額の第2子の欄に記載している金額となります（小学校1年生の姉を第1子とみなし、幼稚園在園児は第2子とみなすこととなります）。

- ・幼稚園就園奨励費補助金の認定決定に係る町民税所得割額の算出方法について（住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている場合）。

…当該年度の住民税額の算出にあたって、住宅借入金等特別税額控除が適用されている場合は、その控除適用前の住民税の町民税課税額を算出し、判断することとなっています。次ページにその計算方法の一例を記載します。

住宅借入金等特別税額控除額 = 97,100 円…①

※町民税額分 = 58,260 円 (① × 3/5) …②

府民税額分 = 38,840 円 (① × 2/5)

町民税額分

○税額控除前所得割額 = 205,140 円…③

○税額控除額 = 59,760 円…④

※うち住宅借入金等特別税額控除額相当分 = 58,260 円…②

○決定通知書記載の所得割額 = 145,300 円 (③ - ④で 10 円単位を切捨てた額)

⇒幼稚園就園奨励費補助金の認否決定に使用する住民税課税額については住宅借入金等特別税額控除を適用する前の町民税所得割額となることから③ - (④ - ②) = **203,600 円** (10 円単位切捨て) となります。

そして、上記の計算方法で算出した町民税所得割額が 183,000 円以下の場合幼稚園就園奨励費補助金が認定されることとなります。